

- (議会事務局の体制整備)
- 第20条 議会は、議会の政策立案、政策提言能力の向上及び監視・評価機能の強化を図るため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努めるものとする。
- (議会図書室)
- 第21条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるとともに、これを議員のみならず、町民、町職員の利用に供するものとする。
- (広報広聴の充実)
- 第22条 議会は、町政に係る重要な情報を、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。
- 2 議会は、情報技術の発達をふまえた多様な手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう広報広聴活動に努めるものとする。

◆自宅や会社でも議会中継を見ることができます◆

「議会の活動が分からぬ」
「行きたくても時間が合わぬ」
の声に応えるため、議会映像を
インターネットで配信しています。

南風原町ホームページ左側の
下記ボタンをクリックしてください



▶ 町議会中継



南風原町ホームページ URL
<http://www.town.haebaru.lg.jp>

解説

第22条では、町議会は現在、町議会ホームページで随時情報提供を行うほか、各定例会後に議会だよりを発行し、広報活動を行っています。また、平成25年6月に「南風原町議会中継システム整備事業」を実施し、議場内のマイク、HDカメラ、制御システム、音響等の機器を新設したことで、インターネットによる映像配信(生中継及び録画放送)が可能となり、平成25年12月定例会から配信しています。